る同法第五十条の二の規定により、

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用す

指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨

山口県告示第二百四十一号

の届出があった。

平成二十五年六月二十一日

山口県知

事

Щ 本

繁太郎

家株式会社春6

の

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 (住宅課)... 解除予定保安林 ( 萩市 ) ( 森林整備課 ) ...... 救急病院の認定 (地域医療推進室)...... 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定 (四件) (厚政課)....... 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出 (厚政課)...

Щ

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課)

岩国都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課).....

П

家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を交付した旨の通報 (畜産振興課) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (県民生活課).....

岩国都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)

目

次

6月21日

平成 25 年 (金曜日)

称名又は名 会医

のた住事 所る所 在事又 地務は 所主

名居

称介

所事

在業

地所

種事 類業 の

廃止年月日

番市

平

成

二五

二八

シテハ訪 ョ ビ問 ン「リリ

宅

護

会療法人健仁 療法人健 七日山 番の陽 二出野 号三丁日 のた住事 所る所 在事又 地務は 所主 自市 自市 施設あさ紫苑介護老人保健 施介設護 名介 いるさ紫苑と 護

称予 防 所事 在業 地所

廃止年月日

種事 類業 の

平成 五 一二八

桜山

一位 号一丁目三番 三番

シリリ防介 ョテハ訪護 ン ー ビ問予

Ξ

山口県告示第二百四十二号

介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一 項の規定により、

平成二十五年六月二十一日

五五四四

五

称名又は名と

名居 宅

称介

所事

在業

地所

種事 類業

指定年月日

の Щ

山口県知

事

本

繁太郎

護

のた住事 所る所 在事又 地務は 所主

ション ポレー トコーポレー 目三番二〇号

口六〇五の一周南市大字樋

護訪問

介

平

成

四五

Cトラスト 株式会社Y I 章 ステーション ション

ルケア株式会団陽メディカ 四崎宇 の開部市 一〇一妻 サービスセン希 望 苑 ディ

四崎宇 の開部 三作大 一〇一妻

護通 所介

11

東

11

"

赶

11

九郷山口市小野

六郡の下

社ル山

方四八の二 ぎ サー ビスは リー ビアデ | 九四二の| 萩市大字椿|

兵衛が処あそ

方四八の二一 11

平成 九四

"

平成25年6月21日 金曜日	Щ		報 (	定期)	第 2468 号
山口県告示第二百四十四号  生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第介護 予 防 事 業 所 事業 所 正名又は名 住所又は主 たる事務所 たる事務所 たる事務所 たる事務所 たる事務所 たる事務所 たる事務所 か たる事務所 たる事務所 お しか   お	株式会社春の家	社会福祉法人青 称 護士	平成二十五年六月二十一日介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定によ:山口県告示第二百四十三号	リツ会社サンス	ッ 会有限会社真心
T   県告示第二百四十四号	四防府市大字浜方	『 山口市吉敷中東の所在地 またる事務所 妻 援 事 業 者	平成二十五年六月二十一日護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、「口県告示第二百四十三号	七丁目一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	# ○施町熊 # 二 ボス字郡 # の田布 一 の市布
名 護 予 防	万居宅介護支援事業所をの家との表表を表表を表示した。		計画の作成を担	リヤス会社サン	ター リハビリケー リハビリケー リアイ リアイ リアイ リアイ リアイ リアイ リアイ リアイ リアイ リアイ
所 在 地 新 業 所 山口県知事 本 地	援事の場合の一点を表現を表現を表現を表現の一点を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	又 叫	当させる機関を	七号目市市村田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	○施 " 一町熊 六大字 中央郡 ○下 " 南田布 の施 一布
о ш		野馬馬	次のとお	具福 貸祉 与用	11 11
項の規定により、	平 5 成 <u>5</u> 九四 五	平 指定年月日	3り指定した。	平 成 二 五 五	平 平 成 <u>成</u> 二 六七 三
	<i>"</i>	П	~	"	"
知 域 包 括 支	山口県告示館 生活保護法 ( 生活保護法 (	"		株式会社春の株式会社のま	
大学 (人光 ) アラー 大学東岐 大学東岐 大学東岐 大学東岐 大学東岐 大学東岐 大学東岐 大学東岐	平成二十五年六月二十一日扶助のための介護予防支援活保護法(昭和二十五年法活保護法		○施町熊 番町 六大字郡 二五丁 ○下田布 号 一 一布施 五		
三   一   一   大   大   大   大   大   大   大   大   大   大	平成二十五年六月二十一日介護扶助のための介護予防支援計画の作成を担生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号山口県告示第二百四十五号	ター サービスセン リハビリ介護	はぁーとの樹 じまわり	デイサービス もなび処あそ まなび処あそ	等望 で で で で で で で で で で で で で

ノ 施六五〇の一

平 成 四 八

一町 中央 南一の の の が

平 成 三 三

11

方四八の二一防府市大字浜

"

平成

九四

四崎宇 の開部 三作一〇一 一〇一妻

介防介 護通護 所予

平成

″ <u>∓</u>

四一三の一萩市大字江向

看防介 護訪護 問予

平 成 "八 "八

口六〇五の一周南市大字樋

介防介 護訪護 問予

平成

四五

の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。 百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、

山口県知事 Щ 本 繁太郎

名介 予 称防 支 所援 事 在業 地所 指定年月日

ンター 地域包括支援セ 宇部市東部第一 ンター 地域包括支援セ 宇部市東部第二 四次二二九の一〇字部市大字西岐 波四九四〇の一 大字東岐 平成 四五

医療法人和同会 の一 字東河田二八七 パナ字際波 ンター 地域包括支援セ 宇部市西部第一 ′地域包括支援セ宇部市中部第一 ,地域包括支援セ宇部市中部第二 の一 字東河田二八七 パン 六 # 番 二 一 開 番 // 号 — 一開 号一 丁 目 若松町八 11 " " " " 山口県告示第二百四十八号 部林政課に備え置いて縦覧に供する。

(「次の図」

Ιţ

省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産

"

営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、

平成二十五年六月二十一日

周南県営住宅新築工事

周南市扇町七番|

工事の概要 工事場所 及び状況を要件とする資格 (以下「経営規模等入札参加資格」という。) 並びに当該経 り、周南県営住宅新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模

方法等について次のとおり定めた。

山口県知事

Щ 本

繁太郎

地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定によ

開作四七〇の三 大字妻崎

ンター 地域包括支援セ 宇部市西部第二

救急病院等を定める省令 (昭和三十九年厚生省令第八号) 第一条第一項の規定によ

在

地

山口県知事

Щ

本

繁太郎

構

造

延

ベ

面

積

戸

数

認定が効力を有する期限

平成二八、 五三

安林の指定を次のとおり解除する予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、

山口県知事 Щ 本 繁太郎

七の一三から八〇七の一六まで (以上四筆について次の図に示す部分に限る。) 萩市大字椿東字馬ノ鞍七〇五の三 (次の図に示す部分に限る。 )、大井字大渡八〇

二 保安林として指定された目的

Ξ 解除の理由

道路用地とするため

=経営規模等入札参加資格

鉄筋コンクリー

ト造

地上五階建

<del>\_</del>

七二二平方メートル

四〇戸

構成するものに限る。) とする。 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体 ( 二者で

共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である

保

規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事の A等級であること。 示(平成二十二年山口県告示第四百二十六号。以下「告示」という。) 二の○の 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告

2 定する特定建設業の許可 (建築工事業に係るものに限る。) を受けていること。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。) 第三条第六項に規

3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

の(以下「総合評定値」という。)の建築一式工事の数値が八百以上であること。 知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のも 共同企業体の代表者の平成二十五年六月二十日までに国土交通大臣又は都道府県

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であ

## 経営規模等入札参加資格の審査

共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類 (以下「申請書等」とい 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の①に規定する共 )を提出しなければならない。

- 共同企業体協定書の写し
- 総合評定値通知書の写し
- 特定建設業の許可通知書の写し

申請書等の提出方法

よるものは、受け付けない。 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信に

- 申請書等の提出場所
- 山口県土木建築部住宅課 山口市滝町一番
- 申請書等の提出期間及び時間

(四)

平成二十五年七月九日から同月十二日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

平成二十五年七月二十三日までに発送する。 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

### 兀 その他

八七〇) にすること。 この審査についての問合せは、 山口県土木建築部住宅課 (電話〇八三-九三三-三

## (一八八)特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、 次の

書及び活動予算書は、平成二十五年七月二十九日までの間、 変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画 山口県環境生活部県民生活

課及び山口県山口県民局において公衆の縦覧に供します。

四

平成二十五年六月二十一日

山口県知事 Щ 本 繁太郎

平成二十五年五月二十七日 申請のあった年月日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 称 特定非営利活動法人ライフキー パー山口

代 表 の 氏 名 高尾久美恵

主たる事務所の所在地 山口市本町二丁目六番三八号

(一八九)家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を交付した旨の通報

産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を交付した旨の通報がありました。 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、 農林水

平成二十五年六月二十一日

山口県知事 Щ 本 繁太郎

_									
	〇七四九〇五	四六四七六八	四七四三二六六	六四二〇〇七	六二二〇四九	七一〇六八	ハー 三 八八 ハー 〇	-三 〇三 〇三 -五 〇	番種音証明書
	(全和黒原五四二二)	(全和黒一四七六一)	(全和黒原五二九六)平成太一	(全和黒一四五四二)	1 (全和黒原五一〇五)九高北浦	(全和黒原四六六三)福美美	(全和黒一三二一九)東平福	0100次七	名
									前
	"	"	"	"	"	"	黒毛和種	そ の 他	品種
	八 三 三	平成二一、	平成二〇、	平成一九、	一平 ○、一八 六	平  六  元  元  五  一	種 平成一〇、	平 六成	生年月日
	"	"	"	"	"	"	山口県	一六宮城県	産地
	"	"	"	"	"	"	— 級	<u>県</u> 級 外	成検 績査
	<i>II II</i>	<i>II II</i>	11 11	11 11	11 11	<i>II II</i>	術センター ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ファーム 一角南市大字巣山	び氏名又は名称同養者の住所及

П

'所   H <sub>六</sub>	" "	平 二 "	:   七	大: 七 " "
	"		" 平 八成 三 六	六
四六九一四 (全和黒一四八〇七)	"		" " =	
D三二六四 (全和黒一四八七〇)	"		一 <b>"</b> 〇 二 五	ー " 〇 二 五 "
一八七五四、八七五四)	"		平八成二三、	平八成二二、

七一〇〇三五三 四六九二六(全和無八九)一一二四六八生高豊 五七五四七一秋幸 九〇七九〇 |喜富士 八〇五八一福金 八七九三 |竜吉 子山黒一三三九八三 " そ 無角和種平成 11 11 の 他 平 八 二 八 " 平成二三、 平 五成 二〇 平成二、 Ó = = " <u>=</u>, 五 五 級外 11 11 11 11 // 級 山根和夫 多田一 田一見 馬島 // //

(一九〇) 岩国都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

Щ

る同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。 る同法第二十条第一項の規定による岩国都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第 項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用す 岩国市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す

平成二十五年六月二十一日

都市計画の図書の写しの縦覧場所

都市計画の種類及び名称

岩国都市計画用途地域

山口県知事 Щ 本 繁太郎

### 山口県土木建築部都市計画課

# (一九一) 岩国都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧

用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供しま 条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準 る同法第二十条第一項の規定による岩国都市計画特別用途地区の変更に係る同法第十四 岩国市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す

平成二十五年六月二十一日

山口県知事 Щ 本 繁太郎

都市計画の種類及び名称

都市計画の図書の写しの縦覧場所 岩国都市計画特別用途地区

山口県土木建築部都市計画課

(一九二) 開発行為に関する工事の完了

関する工事の完了を次のとおり公告します。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 開発行為に

平成二十五年六月二十一日

山口県知事 Щ 本 繁太郎

開発許可を受けた者の住所及び氏名 開発区域に含まれる地域の名称 下松市北斗町六番一〇号 下松市大字末武上字山崎及び字東花岡 株式会社朋友商事

平成二十五年六月二十一日発行平成二十五年六月二十一日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県庁